

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新の時期です

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日(水)までです。8月1日(木)から有効の新しい保険証は、7月中に世帯分をまとめて簡易書留で郵送します。保険証が届かない、保険証の内容に変更・誤りがある場合は、担当までお問い合わせください。

※不在の場合は、郵便局が不在連絡票を投函しますので、その内容に基づいて受領してください。郵便局の保管期間(配達から1週間)を過ぎた場合は、市で保管します。

※有効期限が切れた保険証は、担当または各出張所へ返却するか、ご自身で細断するなどにより処分してください。

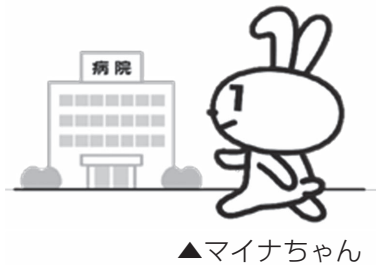
区分	国民健康保険被保険者証	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
対象	69歳までの国民健康保険加入者	70歳から74歳までの国民健康保険加入者
有効期間	8月1日(木)～令和7年7月31日(木)	
有効期限の特例	70歳になる人 上記有効期間内に70歳の誕生日を迎える人の有効期限は、誕生月の月末(1日生まれの人 は誕生日の前日)までとなります。	75歳になる人 上記有効期間内に75歳の誕生日を迎える人の有効期限は、誕生日の前日までとなります。誕生日以降は後期高齢者医療制度へ移行します。

マイナ保険証利用の準備をお願いします

12月2日(月)から、現行の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証へ移行します。マイナ保険証を健康保険証として利用するためには、マイナンバーカードの取得とマイナポータルからの登録が必要です。登録がまだの人は、準備をお願いします。

マイナ保険証を保有していない人には、「資格確認書」を交付する予定です。詳しくは、広報ひだか11月号でお知らせします。

※マイナポータルへの登録がお済みの人には7月に送付される国民健康保険被保険者証の台紙にマイナンバーの下4桁が記載されます。マイナポータルへの登録がお済みでない人は空欄となっています。



▲マイナちゃん

マイナ保険証を利用すれば、自己負担限度額を超える支払いが免除されます

入院や通院により1か月に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えると、「限度額適用認定証」等を提示すると、医療機関等での支払いが自己負担限度額までになります。マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証がなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます(詳しくは、市ホームページをご覧ください)。認定証が必要な人は窓口で申請してください。

※認定証の発効期日は申請月の1日、有効期限は原則毎年7月31日までです。引き続き認定証の交付を受けるためには、再度申請が必要です。

対象

○69歳までで、国民健康保険税に滞納がなく、16歳以上の被保険者全員の所得申告をしている人

○70歳から74歳までで、世帯主および被保険者全員が住民税非課税の人

○70歳から74歳までで、課税所得145万円以上690万円未満の世帯の人



▲69歳まで



▲70歳から

お知らせ 国民健康保険に関するお知らせ

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)

国民健康保険税率等を改定しました

国民健康保険制度は、被保険者が病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険税を出し合って、お互いに助け合う制度です。この制度は、県が財政運営の主体となり、県内の市町村とともに、その運営にあたっています。現在、多くの市町村では、実質的な収支の赤字が続いており、市では、県の方針を踏まえて作成した「赤字削減・解消計画」に基づき、国民健康保険税の税率を改定しました。

一人当たりの医療費の増加等により、国民健康保険財政は大変厳しい状況であり、市では今後も健全な財政運営が行われるよう取り組んでいきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



国民健康保険税の主な改定点

区分		令和6年度	令和5年度	差
医療分	所得割額	6.8%	6.8%	なし
	均等割額	3万2,500円	2万4,000円	+8,500円
後期高齢者支援金等分	所得割額	2.7%	2.5%	+0.2%
	均等割額	1万3,000円	9,500円	+3,500円
介護納付金分 (40歳から64歳までの人)	所得割額	2.1%	1.8%	+0.3%
	均等割額	1万6,000円	1万4,000円	+2,000円

国民健康保険加入世帯へ納税通知書を7月上旬に発送します

国民健康保険税は世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者となり、毎年4月から翌年3月までの1年間の税額を8回の納期に分けて納付します。年度の途中で脱退・加入したときは月割りで計算します。税額は前年中の所得に応じて計算されますが、所得が少ない世帯の均等割額が軽減される制度があります。軽減を受けるためには、世帯主および国民健康保険加入者(16歳以上の人)の所得の申告が必要です。

